

# 資料

## 1. 子育て支援関連事業一覧

事業の塗りつぶしは重点事業に関連のある事業です。

番号	事業名	内容	担当課
基本目標1 生まれてくる喜びを親子で分かち合うことができる環境づくり			
基本施策(1) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援			
1	妊娠届の受理及び母子手帳交付事務事業	母子手帳の交付時、保健師による面接を実施し妊娠・出産におけるリスクアセスメントや妊婦の不安の有無を確認し、フォローの必要性を判断しています。支援が必要な方には電話や家庭訪問等、継続的な支援を行い、妊娠期から子育て期へ切れ目のない支援を実施しています。	健康増進課
2	妊婦健診事業	健診の受診費用にかかる経済的負担の軽減を図り、定期的に健診を受診することを支援しています。	健康増進課
3	妊産婦・乳幼児訪問指導事業	初めての妊娠、出産、育児に不安を抱えている妊産婦に対して早期に助産師や保健師が家庭訪問を行うことで、子どもの養育環境の確認を行い、サービス等の情報提供を行うことで、不安の軽減や産後うつ等の早期発見、虐待予防につなげています。また、乳幼児健診等で家庭訪問が必要と判断された場合にも実施しています。	健康増進課
4	育児等教育・相談事業	妊娠・出産から育児に関する様々な知識の普及と育児等に関する不安の軽減を図っています。また、中学校において、思春期教育を実施し、性に関する正しい知識の普及と命の大切さを伝えています。	健康増進課
5	乳幼児健診事業	疾病の予防や早期発見、早期治療を図るため、保護者に対し成長・栄養・育児に関する保健指導、相談を実施し、乳幼児の健全な育成を進めています。	健康増進課
6	子ども家庭サポーター連携事業	研修を受け、サポーターとして認定を受けた支援員が子ども家庭サポーターとして養育に関する電話相談を行ったり、赤ちゃん訪問に同行しています。	こども課
7	子育て短期支援事業	保護者の育児疲れ、出張等の理由により、児童養護施設において、短期間の児童の一時預かりを実施しています。	こども課

番号	事業名	内容	担当課
8	市民緑化推進事業	21世紀を担う子どもの誕生を祝うとともに健やかな成長を願い、本市への愛着と公共施設の緑化推進として、誕生記念植樹と集合ネームプレート1基を設置します。	みどり推進室
基本施策(2) 妊娠期から乳幼児期の保健対策の充実			
9	乳幼児栄養指導・食育事業	乳幼児から思春期まで、健やかな成長に欠かせない食事。健診時の栄養相談や講座の開催等を行い、保護者の不安解消や食に関する知識の啓発・普及を行っています。	健康増進課
10	予防接種事業	予防接種によって感染症の予防及び蔓延の防止に努めています。	健康増進課
11	養育医療費助成事業	入院治療を必要とする未熟児を対象に、医療費の自己負担額の一部を助成します。	保険年金課
12	南河内北部広域小児急病診療事業	土曜・日曜・祝日・年末年始の夜間における小児の初期救急医療体制を確保しています。運営は、羽曳野市、藤井寺市、松原市で行っています。	健康増進課
基本施策(3) 子育て期における父親の家事・育児の参画			
13	育児等教育・相談事業【再掲】	妊娠・出産から育児に関する様々な知識の普及と育児等に関する不安の軽減を図っています。また、中学校において、思春期教育を実施し、性に関する正しい知識の普及と命の大切さを伝えています。	健康増進課
基本施策(4) 妊娠期からの虐待予防の取り組み			
14	育児支援家庭訪問事業	新生児家庭を訪問し、保護者が安心して育児ができるよう相談に応じ、また、家庭の状況の把握を行っています。	こども課
15	養育支援訪問事業	児童を見守り、親の家事援助による育児スキルの向上と育児ストレスの軽減により児童虐待の防止に努めています。	こども課
16	利用者支援事業	市役所(こども課)や保健センター(子育て世代包括支援センター)において、子育てについての相談に応じ、また必要な情報(保育所への入園や子育て支援事業等)提供を行っています。	こども課

番号	事業名	内容	担当課
基本施策(5) 地域子育て支援事業の充実			
17	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行っています。また、年齢別に親子教室や親子で楽しめるイベント等を開催しています。	こども課
18	一時預かり事業	私立保育所において、家で保育をしている保護者に対して支援することで、育児疲れ、急病や入院等に伴う心理的・肉体的な負担の解消を図っています。	こども課
19	保育園地域活動事業	公立保育所や認定こども園において、園庭開放や親子教室を実施し、子育てに不安を抱える保護者が相談できる機会を提供し、児童虐待の早期発見、支援につなげています。	こども課
基本目標2 楽しいことがいっぱい幼児期を過ごすことができる環境づくり			
基本施策(1) 質の高い教育・保育の提供			
20	子育て支援保育士事業	私立保育園と通園施設において、園庭開放や親子教室を実施し、子育てに不安を抱える保護者が相談できる機会を提供し、児童虐待の早期発見、支援につなげています。	こども課
21	家庭支援推進保育所事業	公立保育所において、支援の必要な家庭の早期発見のため、保育所入所児童の家庭、また、在宅で子育てをしている家庭を対象に、家庭訪問、出前保育、育児相談等を実施しています。	こども課
22	はびきの E-Kids ! 事業	英語を楽しみながら学ぶとともに、英語力やグローバルな視野の基礎づくりを図るため、公立幼稚園・認定こども園に通う4歳児及び5歳児を対象として、外国人スタッフによる英会話教室を実施しています。	政策推進課
23	保育園リフレッシュ事業	乳幼児の安全性を確保するため、劣化等によって修繕が必要な機器の更新や軽微なバリアフリー化等の施設改善を進めています。	こども課
24	幼保連携型認定こども園整備事業(公立)	質の高い総合的な就学前教育・保育を提供できる環境として、令和4年4月に市内で2つ目の公立認定こども園を設立し、運営の方針やカリキュラム等、園の運営方法について準備・調整を行います。	こども課

番号	事業名	内容	担当課
25	幼保一体化推進事業(公立)	公立幼保連携型認定こども園において、今後共通としていくカリキュラムの作成を通して、幼稚園教諭・保育士の交流を図り、研修機会を充実させ、職員の質の向上に努めていきます。	こども課
基本施策(2) 子どもの遊び場の確保			
26	公園管理事務事業	児童が安心して快適に利用できるように、安全点検等を実施しています。	道路公園課
27	水と緑のキッズパーク事業	健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場の1コースを活用し、夏場に芝生と水辺の遊び場を無料開放することにより、子どもたちが想像力で工夫して遊びをつくり出し、その遊びの中から事故回避能力や判断力を育むことのできる場を提供します。	スポーツ振興課
基本施策(3) 利用者の視点に立った子育て支援事業の充実			
28	通常保育事業	公立・民間の保育所、認定こども園において、待機児童ゼロを目指して安定した保育を提供しています。	こども課
29	延長保育事業	保育認定を受けた時間に加えて保育が必要となった場合に対応しています。	こども課
30	病児保育事業	病気回復期の児童を対象に、家庭で療育が困難な場合、一時的に保育を行います。また、公立・民間の保育所、認定こども園に通園する児童が通園中に体調不良となった場合、保護者の就労状況によりすぐに迎えに来られない場合は、保育施設で引き続き保育を行います。	こども課
31	ファミリー・サポート・センター運営事務事業	子育てを援助してほしい人(依頼会員)と子育ての援助をしたい人(協力会員)の相互援助活動を行います。	こども課
32	パンダ・きりん教室開催事業	発達過程に弱さや遅れが見られる子どもとその保護者に対して支援を行い、幼児の心身の健全な発達を促し、保護者の育児力の向上や育児不安の軽減につなげています。	健康増進課
33	はびきの子育てネット運用事務事業	市内の公式子育て応援サイトとして、子育てに関する情報の発信、地域の子育て支援を進めています。	こども課

番号	事業名	内容	担当課
基本目標3 のびのび育ち、楽しく学べる学童期を過ごすことができる環境づくり			
基本施策(1) 生きる力の育成			
34	教育改革審議会運営事務事業	子育て及び教育行政の新たな課題等の重要事項について調査・審議を行います。	学校教育課
35	学力向上推進委員会運営事業	市内の学力向上のため、年間4回程度の開催をしています。中学校単位で「生きる力」として学力向上に向けた取り組みを行っています。	学校教育課
36	少人数指導と基礎学力の向上に向けた取り組み推進事業	学校において、少人数指導を実施し、子どもたちが学ぶことの喜びや理解することの達成感を体験し楽しく学ぶことができるよう、環境を整えます。	学校教育課
37	クラブ活動助成事業	クラブ活動を通じて自尊感情や自己肯定感を育成するため、児童・生徒の心身両面での健全育成と、学年学級の枠を超えて同じ目標に向かって努力する力を育成しています。	学校教育課
基本施策(2) 魅力ある学校教育の推進			
38	ほっとスクール支援員事業	学力向上、支援教育の充実、いじめの防止等今日的な教育課題の解決のため、大学生等の支援員を小学校に派遣します。支援員は、学習指導の補助や特別な支援が必要とする児童・生徒への介助及び支援等を行います。	学校教育課
39	子ども読書活動推進事業	「羽曳野市子ども読書活動推進計画(第2次)」に基づき、子どもが読書に親しむ機会の提供とそのための環境づくりをはじめ、子どもの読書活動への理解と関心を深めるため、広報啓発活動を行います。	図書館課
40	小学校給食提供事業	安全で充実した給食を実施し、各学校では栄養教諭を中心に、児童や保護者への食育事業に取り組んでいます。	教育総務課
41	幼保中一貫教育推進事業	子ども一人ひとりの「生きる力」を育成するため、保幼小中一貫教育を推進します。また、横断的な教育カリキュラムを作成し、校種間の段差等を解消します。	学校教育課
42	小規模校における外国語活動合同開催事業	小規模校では取り組みが難しい、グループでの外国語を使ったコミュニケーション活動を実施します。	学校教育課

番号	事業名	内容	担当課
43	学校いじめ問題対策 審議会運営事務事業	いじめ防止等の有効な対策を検討するなど、専門的知見からの審議を行います。	学校教育課
44	ALTを活用した外国語教育推進事業	児童・生徒の言語や発音の向上、英語によるコミュニケーションの能力の育成と国際理解を深めるため、外国の文化や行事、生活習慣、歴史等に関する活動を行います。	学校教育課
45	人権教育推進事業	子どもたちの人権が尊重される学校園づくりを行うため、各小・中学校における人権に関する校内研修を充実させます。	学校教育課
46	携帯電話の利用制限	大阪府のガイドラインを精査し、全児童・生徒の校内への持ち込みの可否・学校での管理・保管方法、ルールの徹底等の課題を踏まえて効果的な携帯電話の利用方法を考えています。	学校教育課
47	総合教育会議関連事務事業	首長と教育委員会の間で十分な意思疎通が図られ、教育課題にとともに取り組めるよう、重点的に講ずるべき施策等の協議・調整を行います。	政策推進課
48	教育相談事業	専門的知識を有する者を専門員として設置し、保護者や教員に対してカウンセリング等を実施します。	学校教育課
49	環境教育推進事業	多くの学校で実施している学校区のボランティア清掃等、総合学習の時間等を利用して、市の環境に向けた取り組みを学び、家庭・地域等の環境意識の向上に努めています。	学校教育課
基本施策(3) 信頼される学校づくり			
50	教職員研修事務事業	学習指導要領実施も踏まえ、教職員のスキルの向上のため、大学の先生をはじめ、専門知識のある方に研修を実施してもらい、授業改善に取り組みます。	学校教育課
51	教育指導専門員事業	授業力向上、子どもとの関係づくりや生徒指導等、教育の資質向上に関する研修を実施します。また、教育指導専門員を配置し、初任者研修の指導助言を補助的に実施します。	学校教育課
52	教職員の英語サポート事業	小学校・義務教育学校における英語教科化に向け、英語教育指導専門員を派遣し、教職員に対して指導・助言等を行います。	学校教育課

番号	事業名	内容	担当課
基本施策(4) 情報教育の充実			
53	学校ICT環境整備事業	児童・生徒のICT活用能力を高めるため、ICT教育環境の充実を図ります。	教育総務課
54	情報リテラシー教育	情報リテラシーや情報モラルに関する広い見識と判断能力、確かな倫理観の習得に向け、子どもたちに情報教育を進めます。	学校教育課
基本施策(5) 放課後活動への支援			
55	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	就労や疾病等により保護者が放課後家庭にいない児童に対して放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を開催しています。児童の安全を守り、遊びや異年齢との集団生活を通して、健康で自主性や社会性を備えた児童の健全育成を目的に実施しています。	社会教育課
56	留守家庭児童会学習支援事業	自発的な学習習慣を定着させることを目的として、放課後児童クラブの各教室において、市の職員が週一回程度、学校の宿題のチェックや質問への対応等、児童への学習支援を行っています。	政策推進課
57	放課後子ども教室事業	市内 13 小学校 1 義務教育学区で、放課後等に学校の施設を利用してスポーツ、文化活動、様々な遊びや地域ボランティアとの交流等を実施しています。	社会教育課
基本施策(6) 子どもの活動機会の充実			
58	各種教室等開催(青少年センター)事業	主に小学生以上の児童・生徒を対象に、土曜・日曜日、また、下校時間が早い水曜日の午後に、伝統文化や芸術の定期教室等を開催しています。	社会教育課
59	白鳥児童館運営事務事業	子育て親子の交流の場の提供や子育て相談等の子育て支援事業を実施しています。また、小学生を対象とした遊び場の提供等、工作や体験型教室も開催しています。	社会教育課
60	青少年児童センター運営事務事業	青少年の放課後や土曜、夏休み期間等に、安心安全な居場所づくりを実施しています。また、親子のふれあいの場として体操教室も実施しています。	社会教育課
61	ふれあい広場関連事務事業	グレープヒルススポーツ公園野外活動広場を利用して青少年の体験活動の充実を図り、また、夏休みには親子サマーイベントを開催しています。	社会教育課

番号	事業名	内容	担当課
62	はびきの夏スタ！ 事業	各小学校高学年を対象に、夏休み期間中の各小学校において、自学自習とレクリエーションの機会を提供しています。	政策推進課
基本目標4 希望に満ちた思春期を過ごすことができる環境づくり			
基本施策(1) 一人ひとりの思考力・判断力・表現力の育成			
63	はびきの中学生 study-O事業	中学生を対象に、学習の習慣づけや学力の向上を目的として、市役所内の会議室等において自学自習の場を提供し、市職員及びサポートスタッフが一人ひとりの習熟度に応じた助言や個別指導を行っています。	政策推進課
64	小・中学生スポーツ クラブ活動事業	市職員が小・中学校のクラブ活動にない女子サッカーや硬式テニスを指導し、運動の機会と場所を提供することで、児童・生徒の健康づくり・居場所づくりの促進を図っています。	政策推進課
基本施策(2) 豊かな心を育む教育の育成			
65	育児等教育・相談 事業【再掲】	妊娠・出産から育児に関する様々な知識の普及と育児等に関する不安の軽減を図っています。また、中学校において、思春期教育を実施し、性に関する正しい知識の普及と命の大切さを伝えています。	健康増進課
基本施策(3) 心と身体の健康づくりの支援			
66	中学校給食提供 事業	弁当を持参できない生徒に栄養バランスを考えた給食を提供しています。予約システムにより「選択制」の給食を実施しています。	教育総務課
67	不登校児童生徒 適応指導事業	不登校児童・生徒の学校復帰を目指し、小集団活動(学習支援・料理・スポーツ・野外活動等)を通じて集団への適応力を育成します。	学校教育課
基本施策(4) 相談体制の充実			
68	スクールカウンセラ ー配置事業	臨床心理の専門家や経験を有するカウンセラーを各中学校・義務教育学校に配置して相談体制を整え、また、教職員へのコンサルテーションにより、いじめや不登校等の未然防止・早期対応に取り組んでいます。	学校教育課



番号	事業名	内容	担当課
基本目標5 未来に向けての青年期を過ごすことができる環境づくり			
基本施策(1) 就労への支援			
69	地域就労支援事業	地域就労支援センターにコーディネーターを配置し、就労支援を行っています。また、地域就労支援障害者雇用相談として出張相談を実施しています。	産業振興課
70	進学準備給付金事業	生活保護世帯の子どもへの大学等への進学を支援するため、その費用の一部(一時金)を支給しています。	生活福祉課
基本施策(2) 体験活動の推進			
71	ボランティアセンター事業	夏休みのボランティア体験プログラムとして、施設や各団体が行うサマーキャンプや夏祭りといったイベント等に参加できるプログラムを用意しています。	社会福祉協議会
基本施策(3) 困難を有する若者への支援			
72	児童養護施設退所児童進学応援事業	ダルビッシュ有子ども福祉基金を活用し、児童養護施設退所児童の社会的自立を支援しています。	こども課
基本目標6 一人ひとりの子どもの育ちを守る環境づくり			
基本施策(1) 発達に不安のある家庭への支援			
73	ペアレント・サポート事業	支援が必要な子どもや保護者に対して、ペアレントメンター事業、ペアレントプログラム事業やペアレントトレーニング事業を行います。	障害福祉課 健康増進課 こども課
74	日中一時支援事業	障害者・児の日中における活動の場の確保及び親の就労支援や家族の一時的な休息等を支援します。	障害福祉課
75	障害・難病等の療育システム推進事業	医療機関や転入前市から依頼のあった乳幼児や、各乳幼児健診で「難病・小児慢性特定疾患」のある子どもで、療育の必要がある場合、藤井寺保健所と連携を図りながら療育相談や訪問を実施しています。	健康増進課
76	障害児通所支援等給付事業	養育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導や知識・技能の提供、集団生活への適応訓練等を行います。児童発達支援や放課後等デイサービス等を行う事業所への通所を支援し、児童の適切な発育を援助します。	障害福祉課
77	障害者虐待対応事業	養育者・施設従事者・事業者等による虐待から障害者を守るため、早期発見・早期対応を行うとともに、未然に防ぐために積極的なアプローチを行います。緊急一時保護に対応するため、施設の一角を近隣4市で確保しています。	障害福祉課

番号	事業名	内容	担当課
78	肢体不自由児療育支援事業	西浦小学校、峰塚中学校をセンター校として位置づけ、介助や医療的ケアが必要な児童・生徒も安心して地域の学校で学ぶことができるように、介助員と看護師を配置するほか、機能訓練士も派遣しています。	学校教育課
79	南河内圏域障害児(者)歯科診療事業	地域の歯科診療所において診療が困難な障害児(者)に対して、南河内圏域で歯科検診を実施しています。	健康増進課
80	発達に障害のある児童の居場所づくり事業	支援が必要な児童やその保護者が悩みを抱えて孤立や虐待に繋がらないよう、民間施設に委託し、児童や保護者が気軽に相談できる居場所を提供しています。	社会教育課
81	障害者相談支援事業	障害者や障害児の保護者等からの相談に応じ、必要な支援情報の提供や必要な援助を行います。	障害福祉課
82	家庭児童相談事業	安心して産み育てられるように、子どもの成長や育児等について、相談を行います。	こども課
83	特別支援教育推進事業	小・中学校に支援教育支援員を配置し、特別な支援が必要な児童・生徒に対して、生活支援、行動支援、学習支援等を行います。	学校教育課
84	障害者雇用フォーラム開催事業	事業所に対して、障害者雇用に関するノウハウや雇用上の工夫等の情報提供を行っています。	産業振興課
85	福祉手当給付事業	重度の障害者や障害児に対して手当の支給を行います。	障害福祉課
86	特別児童扶養手当給付事務事業	政令で規定する障害の状態にある20歳未満の児童を監護または養育者に給付を行います。	こども課
87	重度障害者医療費助成事業	身体障害者手帳1・2級を保持されている方、重度の知的障害者等を対象に、医療費の自己負担額の一部を助成します。	保険年金課
基本施策(2) 子育て世帯への生活支援			
88	児童手当給付事務事業	児童の健やかな成長と家庭等における生活の安定のため、中学校修了前の児童を対象に、「児童手当」を支給しています。	こども課
89	子ども医療費助成事業	0歳児から中学3年生までを対象に、医療費の自己負担額の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図っています。	保険年金課

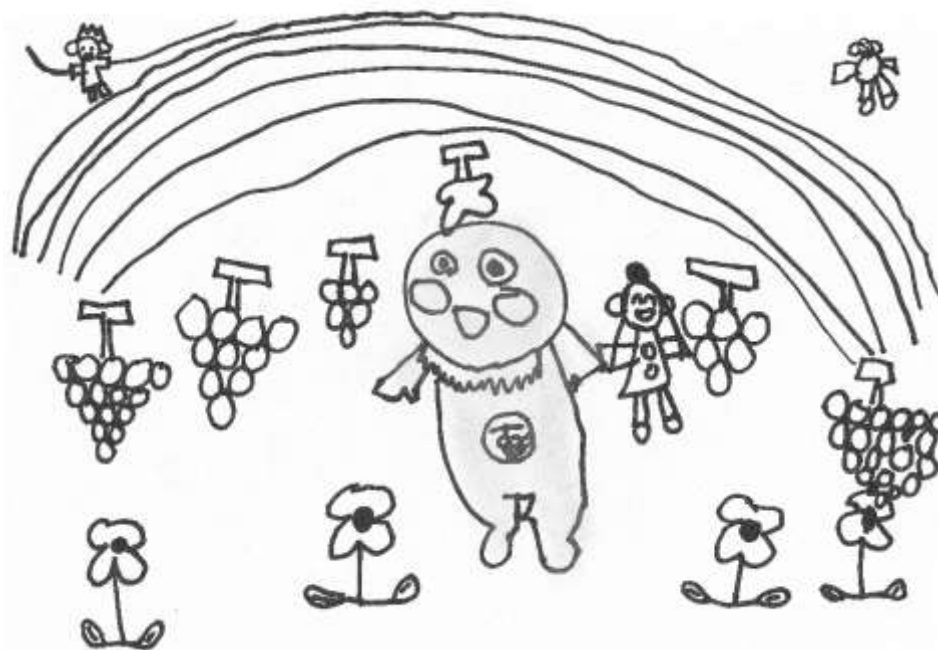
番号	事業名	内容	担当課
基本目標7 支援が必要な家庭を支える環境づくり			
基本施策(1) 児童虐待防止対策の充実			
90	要保護児童対策地域協議会事業	虐待の恐れのある家庭に対して子どもを守る地域ネットワークであり、子ども家庭センターや警察、保育所、保健所、法務局等の関係機関が連携しながら、個別ケース検討会議等を開催し、情報共有を図っています。	こども課
91	虐待防止のための啓発活動推進事業	11月にオレンジリボンキャンペーンとして児童虐待防止の活動のチラシ等を配布し、啓発活動を行っています。	こども課
基本施策(2) 多様な家庭への支援			
92	ひとり親家庭等に対する相談体制事業	ひとり親家庭等に対し、今後の生活や制度について相談を受け、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりができるようサポートします。	こども課
93	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の児童を監護している母親・父親または両親に代わって養育している人や、政令で定める程度の障害の状態にある児童を監護している母親・父親に対し、所得に応じた手当(月額)を支給します。	こども課
94	ひとり親家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭の母親・父親が、安定した雇用・収入を得られるよう、自立のための資格取得や教育訓練への給付金事業(高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等)を実施します。	こども課
95	ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の母親・父親及びひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して民間事業者等が実施する対策講座を受講した場合、受講修了時に受講修了時給付金の支給を、高等学校卒業程度認定試験合格時に合格時給付金の支給を行います。	こども課
96	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の母親・父親・寡婦の方(配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方)の経済的自立を図るために必要な資金(お子さんの進学、親自身の技能習得や転宅等)の貸付を行います。	こども課

番号	事業名	内容	担当課
97	ひとり親家庭等への就労支援事業	ひとり親家庭の方の個々の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや大阪府等と緊密に連携しつつ、きめ細かな支援等を行います。	こども課
98	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭に対して、医療費の自己負担額の一部を助成しています。	保険年金課
99	助産施設入所事務事業	経済的に困窮している妊婦が安心して出産できるように、助産施設において出産する費用の補助を行っています。	こども課
100	就学援助等事務事業	経済的理由によって、就学が困難となっている児童・生徒が義務教育を円滑に受けられるように学用品費等必要な費用の一部を助成します。	学校教育課
101	自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援窓口を設置し、相談支援や就労支援を実施しています。	福祉総務課
102	生活保護事務事業	生活困窮家庭に、その困窮程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障しています。	生活福祉課
103	ダルビッシュ有子ども福祉基金管理運用事務事業	ダルビッシュ有選手からの寄付金を積み立て、子どもの福祉に役立つ事業に活用しています。 (例) ・市内児童養護施設の子どもたちをぶどう狩りへ招待 ・中央図書館にダルビッシュ有文庫の開設 等	こども課
104	進路選択支援事業	家庭状況及び相談内容に応じて適切な奨学金の活用や手続きについて案内を行います。	学校教育課
105	多文化共生事業	本市に在住する外国人が住みやすく、また海外からの来訪者が過ごしやすくなるように、大阪府国際交流財団をはじめとする各種団体等からの生活支援等にかかる活動等について情報提供を行い、ボランティア団体が実施している教室やイベント開催について支援しています。	市民協働ふれあい課
106	帰国・外国人児童生徒適応支援事業	渡日間もない児童・生徒が生活するための必要な日本語の習得及び周りの児童・生徒や教員とコミュニケーションをとるための通訳等の支援を実施します。	学校教育課
基本施策(3) 子どもの権利擁護			
107	人権擁護委員協議会事務事業	法務大臣から委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員が人権相談所の開設をはじめ、市内小・中学校への啓発活動を実施しています。	人権推進課

番号	事業名	内容	担当課
基本目標8 地域で子育てを支える環境づくり			
基本施策(1) 仕事と家庭(子育て)の両立支援			
108	中小企業労働環境向上塾事業	労働トラブルの未然防止を図るため、労働法の基礎知識等を周知・啓発する講座を実施しています。	産業振興課
109	男女共同参画啓発活動推進事業	家事、育児等、家庭における役割や責任を男女がともに担い、支え合っていくための意識づくりを目的に啓発を行い、市民に対して、ワーク・ライフ・バランスの考え方や必要性、その効果等について、積極的に情報提供を行っています。	人権推進課
110	子どもの居場所づくり事業	生活困窮家庭等の子どもを対象に、子どもの居場所づくりとして、生活支援、学習支援に取り組んでいる地域団体に財政支援を行うとともに、ネットワークづくりを進めています。	こども課
基本施策(2) 地域で親子の育ちを支える環境づくり			
111	総合学習推進事業	地域の人材を活用し、教科との関連を図りながら地域の歴史や文化を学ぶことで、身近な地域の知らないことを知ることができるよう、子どもたちの生涯学習の機会として実施しています。	学校教育課
112	学校協議会設置事業	学校の改善を図るため、各学校に学校協議会を設置し、保護者や地域の意向を把握して学校運営を進めています。	学校教育課
113	家庭教育支援事業	保護者同士や地域の人と一緒に親と子の関係や子育ての楽しさについて学習機会を提供し、また情報提供を行うなど「交流と気づきの場」として「親学習講座」等を実施しています。	社会教育課
基本施策(3) 地域住民との交流活動の支援			
114	青少年健全育成関連団体支援事業	地域ぐるみで青少年健全育成のための諸活動に取り組んでいる団体に助成金を交付し、活動への支援を行います。	社会教育課
115	私たちのまちの学校園育み事業	地域や保護者と連携して教育講演会や体験活動、清掃活動等、地域で幅広い活動を行い、協働関係をもって学校園及び園児・児童・生徒を育みます。	学校教育課
116	市民フェスティバル開催事業	次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、愛と夢があふれるイベントを実施しています。	市民協働ふれあい課

番号	事業名	内容	担当課
117	学校支援地域本部事業	各校区に地域コーディネーターを配置し、学校の運営や教育活動において地域住民による支援活動(学習支援・環境整備・登下校の見守り等)を実施しています。	社会教育課
118	市民プール整備事業	市の中央部に位置する中央スポーツ公園内に、子どもたちのリクリエーションの場だけでなく、学校のプール授業での活用や、高齢者等も含めた市民の健康増進の場ともなる屋内温水型の市民プールを新たに整備します。	スポーツ振興課
基本施策(4) 子どもの安全を守る取り組み			
119	学校施設の耐震化事業	令和3年度末までに各小・中学校の非構造部材耐震化事業を完了させ、学校の耐震化を進めています。	教育総務課
120	学校安全対策事業	校内、学生生活及び登下校時における不審者等からの安全確保を図るため、正門付近に安全管理員を配置して安全の対策に取り組んでいます。また、新入学児童全員に防犯ブザーを配布しています。	教育総務課
121	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	各学校を定期的に巡回し、警備のポイントや改善すべき点等の指導と評価やスクールガードに対する指導等を行います。	学校教育課
122	安全・安心マップ作成事業	通学路の安全点検等、地域と連携しながら安全・安心マップを作成し、子どもたちの安全の確保に努めています。	学校教育課
123	第2種交通安全施設整備事業	子どもたちの安全を図るため、市民からの要望や危険箇所の調査に基づいて道路の照明灯、標識、警戒標示等を整備しています。	道路公園課
124	子どもの安全確保事業	地域ぐるみで子どもの安全を見守る環境づくりのため、「みまもってるよ。こども 110 番」のプレートを配布しています。	社会教育課
125	子どもの交通事故ゼロ運動事業	毎年、春と秋に市内の小学校・幼稚園・こども園において、登校・登園中の児童たちに交通ルールを守る指導や啓発グッズを配布し、自らの身を守る意識づけを実施しています。	道路公園課
126	防犯灯事業	暗がりの少ない安全なまちづくりのため、自治会等が防犯灯を新設する際に費用の一部を助成しています。	災害対策課

番号	事業名	内容	担当課
127	新型インフルエンザ等対策事業	新型インフルエンザ等感染症の発生時、市民の命を守り社会機能に深刻な影響を最小限にとどめるため、業務継続計画・マニュアル作成を行い、対策の検討を行います。	健康増進課
128	青色回転灯防犯パトロール事業	児童の登下校時間に合わせ、市内小学校の通学路等を中心に防犯パトロール活動を行っています。	人事課
129	防災講座・防災研修開催事業	災害発生時に的確な判断や行動がとれるように小学生を対象に「こども防災教室」(関西大学の学生による出前講座)を実施しています。	防災企画課
130	災害用物資備蓄事業	災害発生時に備えて、計画的に食糧や資機材等を備蓄します。	災害対策課



## 2. 羽曳野市こども夢プラン推進委員会規則

(制定 平 25.3.29 規則 17)

改正 平 27.3.20 規則 7

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号)第 3 条の規定に基づき、羽曳野市こども夢プラン推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

[執行機関の附属機関に関する条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号)第 3 条]

(職務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、執行機関の附属機関に関する条例別表に掲げる当該担任する事務について調査及び審議をし、意見を述べるものとする。

[執行機関の附属機関に関する条例別表]

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、福祉又は医療に関する団体の代表者
- (3) 教育に関する団体の代表者
- (4) 市民の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前 5 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認める場合には、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。



- 2 部会に属する委員等は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 5 前条の規定にかかわらず、委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(報酬等)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号)の定めるところによる。

[特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号)]

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、市長公室こども未来室こども課において行う。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 27.3.20 規則 7)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

### 3. 羽曳野市こども夢プラン推進委員会委員名簿

(敬称略)

氏名		現職等
委員長	戸田 有一	国立大学法人大阪教育大学教育学部教授
副委員長	田辺 昌吾	学校法人四天王寺学園四天王寺大学教育学部准教授
委員	加藤 治人	医師会代表
委員	石川 緑	主任児童委員
委員	西野 成美	公立保育園園長会代表 H30. 8. 6～R1. 5. 31
委員	大西 磨里	公立保育園園長会代表 R1. 6. 1～
委員	齋藤 和正	民間保育園園長会代表
委員	風呂谷 幸蔵	埴生校区福祉委員会代表
委員	岡村 正毅	校長会代表 H30. 8. 6～R1. 5. 31
委員	上角 隆亮	校長会代表 R1. 6. 1～
委員	天見 邦子	公立園長会代表
委員	田中 昌之	白鳩羽曳野幼稚園園長
委員	内本 令子	羽曳野市青少年指導員連絡協議会代表
委員	木須井 愛	羽曳野市PTA連絡協議会代表 H30. 8. 6～R1. 5. 31
委員	伊津井 真由美	羽曳野市PTA連絡協議会代表 R1. 6. 1～
委員	久保 英美	羽曳野市こども会育成連絡協議会代表 H30. 8. 6～R1. 5. 31
委員	林 直子	羽曳野市こども会育成連絡協議会代表 R1. 6. 1～
委員	塚本 照美	羽曳野市更生保護女性会代表 H30. 8. 6～R1. 5. 31
委員	麻野 英子	羽曳野市更生保護女性会代表 R1. 6. 1～
委員	木村 眞知子	羽曳野市婦人団体協議会代表 H30. 8. 6～R1. 5. 31
委員	近藤 敬子	羽曳野市婦人団体協議会代表 R1. 6. 1～
委員	上間 慶子	商工会代表
委員	今川 大成	羽曳野青年会議所代表 H30. 8. 6～R1. 5. 31
委員	畑中 貴裕	羽曳野青年会議所代表 R1. 6. 1～
委員	橋本 敦子	市民公募
委員	小川 衛子	大阪府富田林子ども家庭センター H30. 8. 6～R1. 3. 31
委員	藤岡 香	大阪府富田林子ども家庭センター R1. 6. 1～

#### 4. 羽曳野市こども夢プラン推進委員会開催経過

年月日	議事内容
平成 30 年 11 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●羽曳野市こども夢プラン推進委員会について</li> <li>●子ども・子育て支援法について</li> <li>●子育て支援施策の現状について(人口等)</li> <li>●子ども・子育て支援事業計画に伴うニーズ調査について</li> </ul>
平成 30 年 12 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども・子育て支援に関するアンケート調査(案)について</li> <li>●現行計画の進捗状況について</li> </ul>
平成 31 年 3 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども・子育てアンケート結果について</li> <li>●団体意向調査の結果について</li> </ul>
令和元年 6 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本指針の改正について</li> <li>●現行計画の振り返りについて</li> <li>●基本理念・基本目標について</li> <li>●就学前の教育・保育の量の見込みについて</li> <li>●市民ニーズ調査における個別意見の概要について</li> </ul>
令和元年 8 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●はびきのこども夢プラン(骨子案)について</li> <li>●ニーズ量(就学前教育・保育及び子ども・子育て支援事業)について</li> <li>●はびきのこども夢プラン「講演会」について</li> </ul>
令和元年 11 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●はびきのこども夢プラン諮問について</li> <li>●はびきのこども夢プラン【素案】について</li> <li>●はびきのこども夢プラン講演会の報告について</li> </ul>
令和 2 年 2 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パブリックコメントでの意見と回答について</li> <li>●はびきのこども夢プラン(案)について</li> <li>●答申案について</li> </ul>

## 5. 諮問書

---

羽市こ第 3406号

令和元年11月13日

羽曳野市こども夢プラン推進委員会  
委員長 戸田 有 一 様

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

### 諮 問 書

「子ども・子育て支援法」第61条、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づき、はびきのこども夢プラン(羽曳野市子ども・子育て支援事業計画、羽曳野市次世代育成支援行動計画、羽曳野市母子保健計画)の策定に際して、貴委員会に意見を求めます。

## 6. 答申書

---

### 答申書

羽曳野市長 北川 嗣 雄 様

羽曳野市こども夢プラン推進委員会  
委員長 戸田 有 一

「羽曳野市子ども・子育て支援事業計画(第2期)、羽曳野市次世代育成支援行動計画(後期)、  
羽曳野市母子保健計画(後期)」(はびきのこども夢プラン)の策定について(答申)

令和元年 11 月 13 日付け羽市こ第3406号をもって当委員会に諮問のあった標記の件について、審議検討を行ってまいりました。

この度、審議結果を取りまとめましたので、これを答申します。

本答申は、これまで進めてきた計画の基本理念である「ひとりじゃないよ！いっしょに育とう～子どもたちが輝き、未来への夢と安心をはぐくむまち、はびきの～」を継承し、子育て家庭に加えて、学校、地域、事業者等が子どもの育ちを支え、子どもの育ちを通して大人も一緒に成長することができるまちづくりを推進し、子どもの笑顔が絶えないまちを目指すものとなっています。

当委員会における答申や意見をはじめ、パブリックコメントに寄せられた市民の意見を十分参考にしつつ、計画に基づいて事業を推進されることを希望し、下記の意見を具申します。

#### 記

- (1) 子どもの視点にそった行政施策を展開し、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援をより一層充実させること。また、子どもの育成環境に配慮し、子ども一人ひとりが適切な環境のもとで健やかに、また、安全に成長することができるよう、社会の動きに合わせて柔軟に事業を推進すること。
- (2) 児童虐待が社会問題となる中で、どのような環境においても子どもの生命と人権が守られるよう、子どもや家庭の状況を把握できる体制の充実を図るとともに、保健・福祉・教育・保育等の関係機関が十分に連携しながら取り組んでいくこと。
- (3) 少子化や国際化が進むわが国では、外国人や様々な文化等への理解が求められる時代が訪れている。言語や文化等の違いによる不利益を被ることのないよう、関係各課や諸機関が十分に連携をしながら取り組んでいくこと。

- (4) 激しく変化する社会にあっても、次世代の人々が、一人ひとりの人生を大事にして共に生きていけるように、時代を先取りした教育を提供できるように研究を重ね、愛着がもてるまちづくりに努めること。
- (5) 近隣市町村との連携・交流の機会を創出し、互いの取組について研鑽を積むことで、羽曳野市とその近隣市町村の子育て環境が向上することを期待する。
- (6) 計画の推進にあたって、庁内はもとより、学校や市民、事業者等にも本計画の理念を周知し、理念を共有したうえで事業を実施することを期待する。  
また、当委員会等を通じて毎年度計画の進捗や評価を行い、適宜計画の修正を行うなど、計画の推進時でも市民の意見を踏まえ、市民が参画できるように配慮すること。
- (7) 市民の意見については、具体的には、パブリックコメントや本委員会で多数のご意見が出された「中学校給食」「市民プール整備事業」「放課後児童健全育成事業」等について、引き続き、最適なあり方について検討していくこと。

以上

## 7. 計画素案に対するパブリックコメントでの市民意見

---

### (1)パブリックコメント実施要領

#### 【目的】

就学前の教育・保育や地域の子ども・子育て支援事業の円滑な実施に関する計画として「はびきのこども夢プラン」を策定するにあたり、こども夢プラン推進委員会において審議し、取りまとめた計画素案に対して幅広く市民の皆様からのご意見や提言をいただき、その内容を計画に反映するために実施しました。

#### 【募集期間】

令和元年 12 月 2 日（月）～27 日（金）午後 5 時まで

#### 【閲覧場所】

市ウェブサイト・市役所こども課・羽曳野市支所・市立図書館

#### 【有効意見数】

76 件（メール9件・FAX 7件・持参 1件）

### (2)パブリックコメントでの主な意見内容

#### ◎教育・保育、地域子育て支援事業について

- ・ 病児保育の仕組みを検討してほしい。
- ・ 公立の幼稚園や保育所の統合によるリスク等を検証し、子どもや保護者にやさしいこども園にしてほしい。
- ・ 希望する保育施設に入園できるようにしてほしい。
- ・ すべての公立幼稚園で3歳児の受け入れと、もっと地域に根差した幼児教育を実施してほしい。

#### ◎放課後児童健全育成事業(学童保育)について

- ・ 利用者数は年々増加している状況のため、指導員の確保や身分保障をお願いしたい。
- ・ 多様化している子どもの過ごし方への対応をお願いしたい。
- ・ 民間学童への助成、または、市の認可施設にしてほしい。
- ・ 土曜日を通年開設してほしい。

#### ◎重点施策(事業)について

- ・ はびきの中学生 study-O 事業の開催回数や場所を増やしてほしい。
- ・ 若い世代が住みたいと思うように、市の事業にしっかり取り組んでほしい。

◎子どもの遊び場や居場所について

- ・屋内や屋外で子どもが自由に遊べる場所を確保してほしい。
- ・子どもの体力不足等の課題を解決するため、魅力ある公園をつくってほしい。

◎支援が必要な家庭(子ども)への支援について

- ・こども園に移行しても、支援が必要な子どもの居場所をなくさないでほしい。
- ・外国につながるのある家庭や子どもが安心して生活できる環境をつくってほしい。

◎その他

- ・新しい給食センターは、中学校全員給食を入れた計画にしてほしい。
- ・市民事業プール整備事業は、小学校・中学校のプール事業と連携した形で将来の計画を立ててほしい。
- ・10代の喫煙率や飲酒率を下げるため、子どもの居場所づくり等、予防的な対策に取り組んでほしい。